社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)(附則第七十八条関係)

3 特例社債(登録債である場合に限る。)の社債権者は、当該特例	3 特例社債(登録債である場合に限る。)の社債権者は、当該特例  の証明をもって、社債券の提出に代えることができる。
	下「登録債」という。)である場合には、当該特例社債に係る次項む。)の設定の登録又は担保権の登録がされているものを除く。以
券の提出に代えることができる。	録されているもの(処分の制限に係る登録、質権(転質の場合を含
)である場合には、当該特例社債に係る次項の証明をもって、社債	おいて「旧社債等登録法」という。) 第三条第一項の規定により登
は担保権の登録がされているものを除く。以下「登録債」という。	定による廃止前の社債等登録法(昭和十七年法律第十一号。次項に
分の制限に係る登録、質権(転質の場合を含む。)の設定の登録又	条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第三条の規
法律第十一号)第三条第一項の規定により登録されているもの (処	る証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第三
ればならない。ただし、当該特例社債が社債等登録法(昭和十七年	ればならない。 ただし、当該特例社債が証券決済制度等の改革によ
ために開設された当該特例社債の振替を行うための口座を示さなけ	ために開設された当該特例社債の振替を行うための口座を示さなけ
していない利札が欠けていないものに限る。)を添えて、申請人の	していない利札が欠けていないものに限る。)を添えて、申請人の
意を与えた振替機関に対し、当該特例社債の社債券 (弁済期が到来	意を与えた振替機関に対し、当該特例社債の社債券 ( 弁済期が到来
請人」という。)は、当該特例社債の発行者が第十三条第一項の同	請人」という。) は、当該特例社債の発行者が第十三条第一項の同
2 前項の申請をする特例社債の社債権者 (以下この条において「申	2 前項の申請をする特例社債の社債権者 (以下この条において「申
第十四条 (略)	第十四条 (略)
(特例社債に係る振替受入簿の記載手続又は記録手続)	(特例社債に係る振替受入簿の記載手続又は記録手続)
附則	附則
第一条の規定による改正後の社債等の振替に関する法律	改正案

関をいう。以下この条において同じ。) に対し、次に掲げる事項の 証明を請求することができる。この場合においては、当該特例社債 社債について、登録機関(旧社債等登録法第二条に規定する登録機

4 7 (略)

の登録の抹消の請求と同時にしなければならない。 |〜三 (略)

> 登録の抹消の請求と同時にしなければならない。 明を請求することができる。この場合においては、当該特例社債の をいう。以下この条において同じ。) に対し、次に掲げる事項の証 社債について、登録機関 ( 社債等登録法第二条に規定する登録機関

4 { 7 | 〜 三 (略) (略)